

食品ロス削減の強化に向けた動き

～ 外食産業や生鮮品流通で求められる情報通信技術の活用～

みずほ総合研究所 政策調査部 主任研究員 堀 千珠

はじめに

「食品ロス」とは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことを指す。農林水産省と環境省の調査によれば、2016年度に発生した食品廃棄物等の総重量2,759万トンのうち、643万トンが食品ロスに相当すると推計されている(図表1)。その内訳は、食品関連事業(食品製造・卸売・小売業、外食産業)で発生する規格外品・返品・売れ残りや食事の食べ残し等が352万トン、家庭で発生する食べ残しや手つかずの食品等が291万トンである。消費者庁によれば、2016年度の食品ロス発生量643万トンは、世界の食料援助量(2017年度実績:約380万トン)の1.7倍、国民一人あたりで1日茶碗1杯分(約139グラム)に相当する。食品ロスは、単に「もったいない」だけでなく、ゴミとして焼却処理されることにより費用の発生や二酸化炭素の排出にもつながっており、その削減に向けた取り組みは社会的な課題であるといえる。

一方、国連(国際連合)により2015年9月に採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」では、「持続可能な開発目標(SDGs: Sustainable Development Goals)」のターゲットの一つとして、2030年までに世界の一人あたり食料廃棄を半減させることが定められた。これを受けて、近年わが国でも食品ロス削減に向けた動きが活発化している。本稿では、こうした動きをまとめるとともに、今後注力すべき分野や対策について述べることにしたい。

図表1. 食品廃棄物等および食品ロスの発生状況に関する推計(2016年度)
(単位:万トン)

食品廃棄物等の分類	発生源	重量	うち食品ロス重量
事業系(A)	食品関連事業	1,970	352
	うち食品製造業	1,617	137
	うち食品卸売業	27	16
	うち食品小売業	127	66
	うち外食産業	199	133
家庭系(B)	家庭	789	291
合計(A)+(B)		2,759	643

(注) 事業系の食品廃棄物等には、食品製造業で発生する飼料向け大豆かす等の有価物(1,023万トン)が含まれる
(資料) 農林水産省・環境省の公表資料を基に、みずほ総合研究所作成

国による食品ロス削減への取り組み

わが国では、21世紀に入り国による食品ロス削減の取り組みが本格化した。その主な流れをまとめると、以下の通りである。

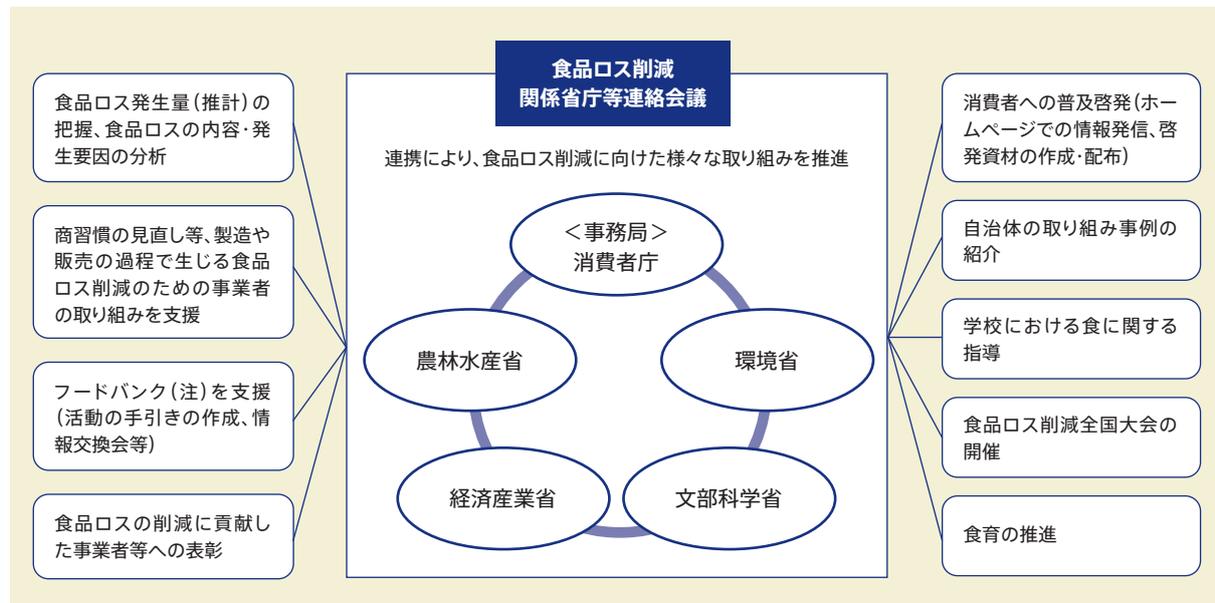
(1) これまでの主な動き: 食品リサイクル法の施行や関係省庁による連携体制の構築

国による食品ロス削減への取り組みは、2001年5月の「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」施行を契機に本格化したといえる。この法律は、食品リサイクルに関する基本方針の策定を政府に義務付けるとともに、事業系食品廃棄物の再生利用や排出抑制に向けた努力を食品関連事業(図表1参照)の業者に求めるもので、左記業者に対してはリサイクル等実施率の目標値も設けられた。さらに、2007年12月施行の同法改正では、政府が年間100トン以上の食品廃棄物を排出する食品関連事業者に対し、食品廃棄物の発生量やリサイクル等実施率の報告を義務付けることや、再生利用・排出抑制への努力が不十分な企業に対して企業名の公表や罰金といった措置をとることが定められた。この結果、食品関連事業者による食品廃棄物の削減やリサイクルへの取り組みは徐々に拡大していった。

2012年7月には、政府内に省庁横断的組織である「食品ロス削減関係省庁等連絡会議」が設置された。これにより、食品リサイクル法を所管する環境省と農林水産省以外の関係省庁も加わり、連携体制のもとで様々な食品ロス削減への取り組みが行われるようになった(図表2)。

このほか政府は、家庭系食品ロスを2030年までに2000年度比で半減するとの目標を2018年6月に閣議決定した。これは、前述した国連でのSDGs採択に合わせた動きといえる。関係省庁は目標が設定されて以降、食品関連事業者に比べて遅れている家庭での食品ロス削減を推進すべく、国民運動の一層の活発化等に取り組んでいる。

図表2. 食品ロス削減に向けた政府の連携体制と主な取り組み



(注)生活に困っている人に食品を無償で提供する団体・活動のことを指す
 (資料)農林水産省・環境省の公表資料を基に、みずほ総合研究所作成

(2) 最近の動き: 食品ロス削減推進法の成立

SDGsに対する社会的な関心の高まり等を背景に、食品ロス削減への政策的な取り組みは、2019年に入って以降さらに拡充されている。

その代表として位置付けられるのが、5月に国会で成立し、10月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律(食品ロス削減推進法)」である。議員立法として提出され国会で可決された同法には、①政府が食品ロスの削減推進に向けた基本方針を策定すること、②内閣府に関係大臣および有識者を構成員とする「食品ロス削減推進会議」を設置すること、③政府や自治体が、フードバンク(生活に困っている人に食品を無償で提供する団体・活動)への支援をはじめとする各種施策を講じること、④毎年10月を食品ロス削減月間とすること、等が盛り込まれている。このうち、③については図表2でみたように従来から実施されているが、法律への明記によって今後取り組みが一層強化されることになった。

また、7月には食品リサイクル法のもとでおおむね5年ごとに定める基本方針に、事業系食品ロスを2030年までに2000年度比で半減するという目標が盛り込まれた。これにより、SDGsに沿った食品ロス半減目標の設定が事業系と家庭系の両方で実現するに至った。

食品関連事業者によるロス削減への取り組みと今後注力すべき分野

前項では、国がこれまで事業系と家庭系の両面から食品ロス削減を推進してきた経緯を概観したが、実際の行動主体となる食品関連事業者と家庭の間には、その姿勢に大きな格差があるといえる。食品関連事業者は、2007年の食品リサイクル法改正により食品廃棄物を年間100トン以上排出する場合に報告義務や企業名公表・罰金措置の対象とされた影響で、ある程度積極的に食品ロス削減に取り組んできた。一方、家

庭では食品ロス削減が自主的な努力のみに委ねられてきたことから、食品ロスを減らす動きは総じて鈍い。家庭にも食品関連事業者と同じような規制を設けることが削減を促す「近道」との見方もあるが、国民の強い反発も予想され現実的とは言えない。

そこで、以下では議論を事業系食品ロスに絞り、食品関連事業者による主な取り組みをまとめたうえで、今後さらなる注力が求められる分野や対策について述べることにしたい。

(1) 食品関連事業者による取り組み:「3分の1ルール」の見直しや賞味期限の年月表示化

これまでの食品関連事業者による食品ロス削減に向けた動きの中で、業界をあげた取り組みとして特筆に値するのがいわゆる「3分の1ルール」の見直しや賞味期限の年月表示化である。

3分の1ルールとは、常温流通される加工食品(主に清涼飲料、菓子、カップ麺等)について、食品小売業者が賞味期間の3分の1を過ぎた商品を仕入れない商慣習を指す。この商慣習は、食品製造・卸売業者に大きな在庫負担をもたらしているが、食品小売業者は賞味期限に近い商品を販売することへの抵抗感から、ルールの見直しに消極的なケースが多い。

一方、賞味期限の年月表示化とは、食品製造業者が商品の賞味期限の年月日表示を年月表示に切り替えることを指す。食品小売業者にとって、年月日表示の商品管理は煩雑であるうえ、賞味期限が異なる商品を店頭と並べると新しい商品ばかりが先に売れ、期限がより早く到来する商品が残ってしまいやすいという問題点がある。賞味期限を年月表示に切り替えれば、食品小売業者だけでなく食品製造・卸売業者も商品管理上のメリットが期待できる。ところが、食品製造業者は賞味期限表示を印字する機械の変更に伴う設備投資やパッケージ変更に伴うコスト負担が生じること等から、年月表示化を敬遠する傾向にある。

しかし、農林水産省の支援によって2012年に大手の食品製造・卸売・小売業者が参加する「食品ロス削減のための商慣習検討ワーキングチーム」が設けられてからは、食品製造業者と小売業者が互いに歩み寄る形で、3分の1ルールの見直しや賞味期限の年月表示化に踏み切る動きが少しずつ拡大している。

このほか、各業種の食品関連事業者による主な取り組みとしては、賞味期限の延長、商品の小分け・小ロット販売、需要予測の精度向上、フードバンクへの寄付、ドギーバッグ(食べ残しの持ち帰り)対応、等があげられる(図表3)。さらに最近では、原則として値引き販売を行わずに売れ残り分を廃棄するという商習慣がとられてきたコンビニエンスストアの弁当類についても、賞味期限が切れる直前に消費者向けポイント還元で実質的に値引きする実験や検討を行っている小売チェーンが複数あり、売れ残り量の削減にどの程度の効果をもたらすか注目される。

図表3. 食品ロス削減に向けた食品関連事業者の主な取り組み

取り組み内容	主な対応事業者	主な品目
賞味期限の延長	食品製造業者	加工食品
商品の小分け・小ロット販売	食品製造・小売業者、外食業者	加工食品、生鮮品、飲食店メニュー
需要予測の精度向上	食品製造・卸売・小売業者	同上
フードバンクへの寄付	食品製造・卸売・小売業者	加工食品
ドギーバッグ(食べ残しの持ち帰り)対応	外食業者	飲食店メニュー

(資料) 報道資料等を基に、みずほ総合研究所作成

(2) さらなる取り組みが求められる外食産業や生鮮品流通

「3分の1ルール」の見直しや賞味期限の年月表示化に示されるとおり、食品関連事業者による食品ロス削減の取り組みは、食品製造・卸売・小売業者による加工食品の扱いにおいて進み始めているが、業種別で見ると外食産業、品目別にみると青果物・水産物・畜産物といった生鮮品の分野では、取り組みの拡大が難しい状況にある。例えば外食産業については、いったん提供した料理を食べ残さないよう客に求めることが難しい、ドギーバッグ対応を実施すると安全衛生面のリスクを高めるおそれがある、ロスとなる食材が多品

種少量かつ食べられる期間が短いためフードバンクへの寄付に不向きである、といった事情がある。生鮮品についても、加工食品に比べて食べられる期間が短く、輸送・保管過程において傷みが生じやすい等の難点がある。

こうした中、外食産業や生鮮品流通において求められるのが、情報通信技術を活用した食品ロス削減への取り組みである。近年では、急に発生したキャンセル分の料理を飲食店がアプリ経由で販売できるサービスや、飲食店・小売店と農水畜産業者の適時・適量取引を仲介するオンラインサービス等を手掛けるベンチャー企業が現れ始めている。また、生鮮品のうち農産物の流通効率化に向けては、生産・流通・販売段階のデータを食品関連事業者や農水畜産業者の間で共有する「スマートフードチェーン」の構築に向けた検討が、IT企業、関係省庁、大学・研究機関等を交えて進められている。

外食産業や食品小売業において、情報通信技術を活用した食品ロス削減への取り組みは少数の大手チェーン店等に限られており、総じて活発であるとはいえない。しかし、こうした取り組みが、新たな顧客開拓、生産者とのコミュニケーションに基づくメニュー・商品開発の実現、決済の簡便化等にもつながるとみられる中で、今後は中小規模のチェーン店や個人経営店も、情報通信技術の活用を検討していく必要があるだろう。技術の普及に向けては、ベンチャー企業やIT企業が使いやすく低コストなサービスの開発に努めることや、政府が中小・零細の飲食店・小売店による実証実験の機会を増やしていくこと等も求められる。各関係者の積極的な対応により、食品ロス削減のペースが加速する展開を期待したい。

おわりに

情報通信技術を活用した食品ロス削減への取り組みは、食品関連事業者や家庭のみならず農水畜産業者の食品ロス削減にも大きく寄与しうると考えられる。例えば、農水畜産業者と飲食店・小売店とのオンライン取引仲介サービスやスマートフードチェーンの構築は、農水畜産業者が需要に応じて適時・適量の出荷を行ったり、規格外の野菜や魚を廃棄せずに買い手を見つけて販売したりする助けになるとみられる。実は、前掲図表1の推計には農水畜産業者を発生源とする食品ロス重量は含まれていないが、その数量はかなり大きいと推測される。今後、スマートフードチェーンの構築が進む中で、農水畜産業者にも情報通信技術を活用して食品ロス削減に成果をあげていくことが求められよう。

「部分合意」となった日米貿易協定

みずほ総合研究所 政策調査部 主席研究員 菅原 淳一

2018年9月に交渉開始に合意した後、2019年4月に開始された日米貿易交渉が、9月25日の日米首脳会談において合意に至り、10月7日に「日米貿易協定」と「日米デジタル貿易協定」が署名された。日本では、臨時国会(第200回国会)において、12月4日に両協定が承認された。米国では議会承認が不要のため、日米両国の合意により、両協定は2020年1月1日に発効することとなった。

高度なルールを含む日米デジタル貿易協定

今回、日米貿易協定とともに、日米デジタル貿易協定が署名された。デジタル貿易分野は、日米間の意見の相違が小さく、早期に合意できると見込まれたため、今回交渉の対象となった。

同協定は、2018年11月末に署名された米墨加協定(USMCA)のデジタル貿易章(第19章)をおおむね踏襲した内容になっている。USMCAのデジタル貿易章には、TPP(環太平洋パートナーシップ)の電子商取引章(第14章)を土台に、いくつかの要素が加えられている。よって、同協定は、デジタル貿易に関する通商協定としては、「TPP+α」の内容を持つ、USMCAと並んで最も高い水準のルールを規定したものだと言える。

具体的には、デジタル・プロダクトへの関税不賦課、電子的に送信されるデジタル・プロダクトの無差別待遇、越境データ移転の自由、コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止、ソースコードおよびアルゴリズムの開示要求の禁止、特定暗号の強制的使用および暗号開示要求の禁止等の規定が盛り込まれている。TPPでは除外されていた金融サービスについても、金融当局による規制や監督のためのアクセスが認められる場合には、コンピュータ関連設備の設置・利用要求の禁止規定が適用されること等が明記された。

同協定は今後、WTO(世界貿易機関)における電子商取引ルールの議論等、デジタル貿易に関する国際ルール策定の取り組み、いわゆる「大阪トラック」での日米協力の基盤となるだろう。

日米ともに「所期の目的」は実現した日米貿易協定

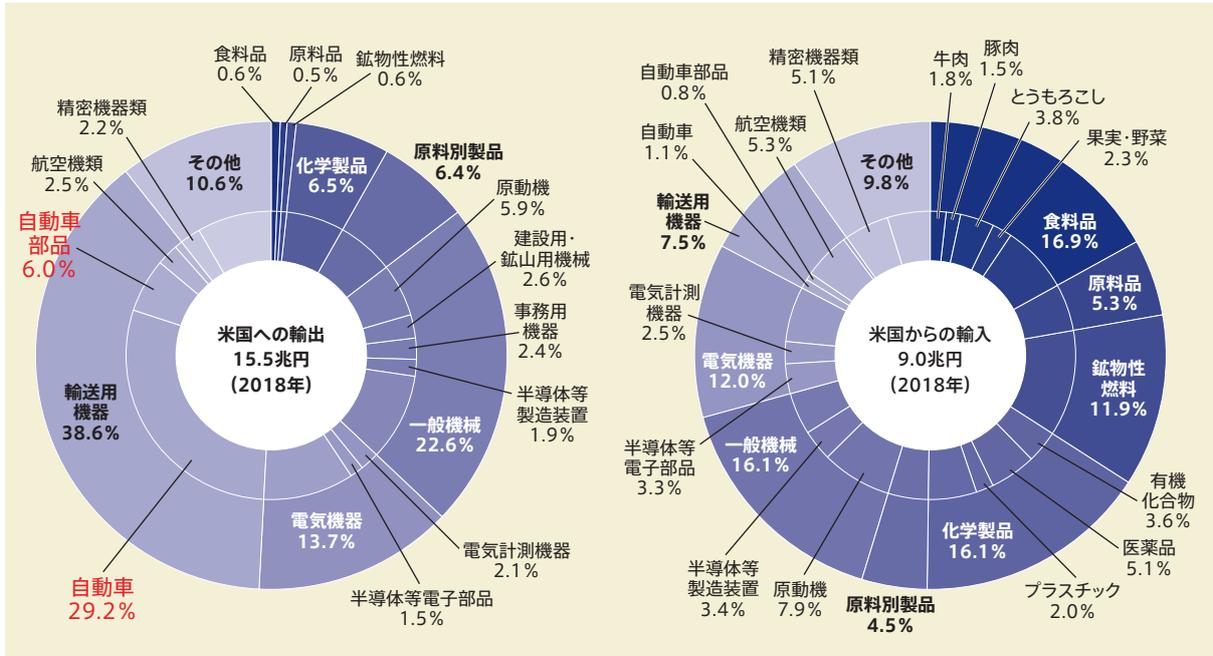
日米貿易協定は、かつて日本政府がこれを「日米物品貿易協定(TAG)」と呼んだように、物品貿易(市場アクセスおよび原産地規則)のみを対象とする協定であり、全11条と日米それぞれの附属書で構成されている。

今回の交渉において、日本政府には実現すべき二つの課題があった。一つは、2018年9月の日米共同声明に明記されたように、農林水産品について、過去の経済連携協定(EPA)で約束した自由化水準を超える約束はしないということである。農林水産品について日本がこれまでに最も高い水準の自由化を約束したのは、TPPおよび日EU(欧州連合)EPAである。米国との間ではいったんTPPで合意しており、交渉で米国がTPPでの水準を上回る自由化を求めてきたとしても、これには応じないという姿勢を日本政府はあらかじめ明らかにしていた。今回の合意では、米国が最重視していた牛肉や豚肉では、米国のTPP離脱を受けて残る11カ国で合意したCPTPP(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定)と同水準の自由化を認めた半面、コメは除外するなど、日本の重要品目についてTPPと同等かそれ以下の水準の自由化しか約束していない。

もう一つは、米国による自動車・同部品の輸入制限措置の対象から日本を除外することである。言うまでもなく、自動車産業は日本の基幹産業であり、自動車・同部品は対米輸出総額の3分の1強(2018年実績で約

5.5兆円)を占める最大の対米輸出品目である(図表1)。米国が1962年通商拡大法第232条に基づき、安全保障上脅威となるおそれを理由に、日本の自動車・同部品に追加関税や数量制限を課すことは何としても回避する必要があった。日本政府の試算によれば、米国が自動車・同部品に25%の追加関税を課した場合、日本の関税支払額は約1.9兆円増加することになる(2018年対米輸出実績に基づく)。今回の日米首脳会談での共同声明には、日米両国は、日米貿易協定および日米デジタル貿易協定が「誠実に履行されている間、両協定及び本共同声明の精神に反する行動を取らない」という2018年9月の共同声明と同様の文言が盛り込まれ、米国による自動車・同部品の輸入制限措置の対日発動は当面回避されることとなった。

図表1. 日米間貿易(2018年)



(出所)財務省貿易統計より、みずほ総合研究所作成

米国も、今回の交渉で二つの課題の実現を望んでいた。一つは、農産品、特に牛肉・豚肉に関して日本からTPP水準の自由化を早期に勝ち取ることである。日本が2018年末にCPTPP、2019年2月1日に日EU・EPAを発効させたことにより、米国の輸出者は日本市場において競争上不利な立場に置かれていた。特に、牛肉や豚肉では、EPA特惠関税率が適用されないのは事実上米国のみとなっており、例えば、牛肉の関税率は現在、米国産向けは38.5%であるのに対し、オーストラリアやカナダ等のCPTPP締約国産向けは26.6%となっている。この不利な状況を一刻も早く解消することを米国は重視していた。前述のように、今回の合意で日本は、米国に対して牛肉・豚肉の関税につき、CPTPP締約国と同等の待遇を米国に対して認めた。

もう一つは、米国内の自動車産業の保護である。米国が重視する自動車産業については、2018年9月の共同声明において、「市場アクセスの交渉結果が米国の自動車産業の製造および雇用の増加をめざすものにする」という立場を米国は明らかにしていた。日本の自動車・同部品関税は既に無税であるため、「米国の自動車産業の製造および雇用の増加」を実現するには、米国は日本からの輸入増につながる関連品目の関税削減・撤廃に応じることはできない。今回の合意で米国は、TPPで約束していた自動車・同部品の関税撤廃には応じず、それらが関税撤廃に向けた今後の交渉の対象となることを約束するにとどめた。

このように、日米両国は今回の合意によって、交渉の所期の目的を互いに実現したと言える。

約72億米ドルの部分合意

日米貿易協定は、交渉開始から半年足らずで妥結へと至った。TPPという交渉の土台があったとはいえ、このスピードは異例である。これは、牛肉・豚肉の日本市場における不利な状況の早期解消をめざす米国が、早期合意を最優先したことが最大の要因だろう。さらに、トランプ政権は、協定を迅速に発効させるた

め、2015年大統領貿易促進権限 (TPA) 法の規定を活用し、時間を要する議会承認を不要とするという異例の措置をとった。同規定に従い、今回の合意では、米国が関税撤廃を約束したのは現行関税率が5%以下の品目のみであり、5%超の品目については関税の半減しか約束していない。

こうした交渉スピードの重視と米国内法上の要請から、今回の合意は対象品目が限定的な部分合意となっている。新規に関税削減・撤廃を約束したのは、日本が農産品等595品目の約72億米ドル(約7,800億円)で、工業品については一部化学品(油脂関連品等、WTOでは農産品に分類)を除いて新規に自由化した品目はない。米国は、農産品42品目(約4,300万米ドル)と工業品199品目(約71.7億米ドル)の約72億米ドルにつき、関税削減・撤廃を約束した(図表2)。この意味において、今回の合意は「農産品と工業品について、バランスの取れた内容」(茂木敏充外相)になっているが、72億米ドルは日本の対米輸出総額15.5兆円(2018年)のわずか5%の規模に過ぎない。

図表2. 日米の自由化約束概要

	日本側約束	米国側約束
農林水産品	<ul style="list-style-type: none"> ●90%超につき、関税削減・撤廃・特惠アクセス ●輸入総額141億米ドルのうち、72億米ドル相当の関税削減・撤廃 ・現行無税:52億米ドル ・即時撤廃:13億米ドル ・段階的撤廃:30億米ドル ・段階的削減:29億米ドル 	<ul style="list-style-type: none"> ●42品目(4,264万米ドル相当)につき関税削減・撤廃 ・撤廃:1,990万米ドル(19品目) ・即時撤廃:12.5万米ドル(6品目) ・段階的撤廃:1,977.6万米ドル(13品目) ・即時・段階的半減:2,273万米ドル(23品目)
工業品	<ul style="list-style-type: none"> ●有税品目は譲許せず(新規約束は0米ドル) 	<ul style="list-style-type: none"> ●199品目(71.7億米ドル)につき関税削減・撤廃 ・撤廃:65.8億米ドル(150品目) ・即時撤廃:24.7億米ドル(51品目) ・2年目撤廃:41.1億米ドル(99品目) ・即時・段階的半減:5.9億米ドル(49品目)
新規約束貿易額	約72億米ドル	約72億米ドル

(注)貿易額は2018年実績
(出所)日米両政府資料より、みずほ総合研究所作成

このような限定的な部分合意となったため、日米貿易協定にはWTO協定上の疑義が生じている。日本政府によれば、同協定における関税撤廃率は、日本が約84%、米国が約92%(いずれも貿易金額ベース)であるとされている。ただし、米国の数字には、米国が将来関税撤廃に応じると日本政府が見込んでいた自動車・同部品の金額が含まれている。これを除けば、米国の関税撤廃率は6割を切るとみられる。WTO協定(GATT(関税貿易一般協定)第24条)は、先進国間の貿易協定に「実質上すべての貿易」の関税を撤廃することを求めており、関税撤廃率90%がその目安とされている。日米貿易協定がこれを満たしているとは言い難い。この疑義を解消するには、今後の交渉で米国から自動車・同部品関税の撤廃を勝ち取らねばならない。

自由化対象品目が限られる中で、日本は米国に対して、日本の生産者・企業の輸出関心が高い品目を中心に自由化を求めた。農産品では、しょうゆ、菓子類、ながいも、切り花、緑茶、盆栽、柿、メロン等の関税削減・撤廃が約束された。また、牛肉についても、日本からの輸出拡大につながる輸入枠の変更が合意された。工業品については、経済産業省によれば、①我が国の高い「ものづくり」の力を体現する高性能な工作機械・同部品等、②日本企業による米国現地事業が必要とする関連資機材(エアコン部品等)、③今後市場規模

図表3. 米国の関税削減・撤廃品目(工業品貿易金額上位10品目)

HS番号	品目	対日輸入額	ベースレート	譲許内容	1年目	2年目
84571000	マシニングセンタ	73,073	4.2%	2年目撤廃	1.2%	0%
84581100	数値制御式横旋盤	43,782	4.4%	2年目撤廃	1.4%	0%
90021190	対物レンズ	39,332	2.3%	即時撤廃	0%	0%
84159080	エアコン部分品	29,414	1.4%	即時撤廃	0%	0%
82073060	プレス用等互換性工具	25,513	2.9%	即時撤廃	0%	0%
84771090	射出成形機	20,278	3.1%	2年目撤廃	0.1%	0%
84119990	ガスタービン部分品	19,143	2.4%	即時撤廃	0%	0%
38249992	その他化学品及び調製品	17,712	5.0%	2年目撤廃	2.0%	0%
84669398	金属加工用機械部分品	16,539	4.7%	2年目撤廃	1.7%	0%
82090000	工具用サーメット板、棒、チップ	16,184	4.6%	2年目撤廃	1.6%	0%

(注)対日輸入額は2018年実績(万米ドル)
(出所)経済産業省資料および米国際貿易委員会統計より、みずほ総合研究所作成

が大きく伸びることが期待される先端技術の品目(燃料電池等)、④地域経済を支え、米国消費者のニーズが高い品目(楽器、眼鏡・サングラス等)の199品目で関税が削減・撤廃された(図表3)。最も現行関税率が高いのはライフル用望遠照準器(HS90131010)で、14.9%の関税率が協定発効3年目に半減(7.45%)する。これ以外の198品目は、即時もしくは2年目に関税が撤廃(現行関税率5%以下)もしくは半減(同5%超)となる。

厳しい交渉が予想される「第2段階」

今回の日米貿易協定は、「第1段階の初期関税協定」(米通商代表部)に過ぎない。今回の日米首脳会談での共同声明では、日米貿易協定発効後、4ヵ月以内に協議を終え、「互恵的で公正かつ相互的な貿易を促進するため、関税や他の貿易上の制約、サービス貿易や投資に係る障壁、その他の課題についての交渉を開始する意図である」とされており、第2段階の交渉は早ければ2020年春にも始まることとなる。

米中摩擦や米大統領選挙日程等を考えると、交渉が早期に進展する可能性は高くないが、交渉が本格化すれば、包括的な貿易協定をめざす米国は、農産物市場のさらなる開放や為替条項の導入など、いくつもの難題を日本に突き付けてくるだろう。農産物については、日本の譲許表(附属書1)に、「米国は、将来の交渉において、農産品に関する特恵的な待遇を追求する」と明記されている。

日本は今後の交渉で、これらの米国の要求に対応する一方で、米国から自動車・同部品関税の撤廃を勝ち取らねばならない。日本は既に、第1段階で最大のカードであった牛肉・豚肉の自由化に応じてしまっている。他方、米国が、交渉が難航した場合に自動車・同部品への輸入制限措置の対日発動を蒸し返してくる可能性は拭いきれない。第2段階の交渉は日本にとって厳しいものになることが予想される。

ご注意

1. 法律上、会計上、税務上の助言:みずほグローバルニュース(以下、「本誌」)記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. 著作権:本誌記載の情報の著作権は原則としてみずほ銀行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
3. 免責:本誌記載の情報は、みずほ銀行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。みずほ銀行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容いかにかわらず一切責任を負いませんのでご了承ください。

作成:みずほ銀行 国際戦略情報部

お問い合わせ先

くわしくはお取引店または下記まで

e-mail: globalnews.mizuho@mizuho-bk.co.jp

(2019年12月27日現在)